

## 第7回公園施設点検管理士講習・資格試験実施案内

一般社団法人 日本公園施設業協会

「第7回公園施設点検管理士講習・資格試験」を以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

### 1. 講習会

- (1) 開催方法：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEBを利用した JPFA：E-ラーニング形式を採用します。  
※ 試験のみ別途会場にて開催します。
- (2) 期 間：令和4年7月25日（月）～ 令和4年8月5日（金）  
※期間中に、講習項目をすべて受けていただく形になります。
- (3) 定 員：200名

### 2. 講習の内容

講習についてはWEBを利用した JPFA：E-ラーニングにて行います。  
内容につきましては、「関係法令等・遊具の安全規準・公園施設の材料・遊具の事故事例・定期点検に関する規準・点検マニュアル・定期点検用の作成・点検の業務管理等」となります。

### 3. 資格試験

- (1) 試験会場：東京農業大学 世田谷キャンパス  
東京都世田谷区桜丘1-1-1  
\*新型コロナウイルスの感染状況により、講習会及び試験を中止もしくは延期する可能性があります。  
受講・受験にあたっては「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」をご参照下さい。
- (2) 日 時：令和4年8月9日（火）  
\*試験詳細については、受験票と同時に資料を送付いたします。
- (3) 定 員：200名

### 3. 受講・受験資格

(1) 公園施設点検管理士の講習の受講資格は、次のいずれかです。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号・以下「学校教育法」という。）による大学（短期大学を除く、旧大学令「大正7年勅使令第388号」による大学を含む。）を修めて卒業し、公園施設の点検業務に関して3年以上の実務経験を有する者で、さらに管理業務について3年以上の経験を有する者（合計6年以上）
- ②学校教育法による短期大学又は、高等専門学校（旧専門学校令「明治36年勅使令第61号」による専門学校を含む。）を修めて卒業し、公園施設の点検業務に関して5年以上の実務経験を有する者で、さらに管理業務について3年以上の経験を有する者（合計8年以上）
- ③学校教育法による高等学校（旧中学校令「昭和18年勅使令第36号」による中学校を含む。）を修めて卒業し、公園施設の点検業務に関して8年以上の実務経験を有する者で、さらに管理業務について3年以上の経験を有する者（合計11年以上）
- ④その他公園施設の点検業務に関して12年以上の実務経験を有する者で、さらに管理業務について3年以上の経験を有する者（合計15年以上）

※「実務経験」とは、公園施設の点検業務に直接的に関わる職務経験をいい、具体的には次のものをいう。経験年数は令和4年6月末日時点で計算するものとする。

- 1) 公園施設の管理者からの委託を受けて、公園施設の日常点検、定期点検または精密点検に直接関わった経験
- 2) 公園施設の管理者として、公園施設の日常点検または定期点検に直接関わった経験
- 3) 公園施設の製造者として、公園施設の初期点検に直接関わった経験

※「管理業務の経験」とは、管理職等の管理的な立場で部下等に対して公園施設の点検業務を総合的に指導・監督した経験をいう。

(2) 公園施設点検管理士の資格試験の受験資格は、次のいずれかです。

- ①今年度の「公園施設点検管理士講習」を全て終了した者
- ②令和3年度の「公園施設点検管理士講習」を受講し、資格試験に不合格となった者

※今年度の講習の受講義務はなく資格試験のみ受験する事が出来ます。「講習・試験申請書」の「申請内容」欄の「試験のみ」に○印及び一昨年の受験番号を記入し、申請受付期間内に申請して下さい。なお、



- ④顔写真 2枚（うち1枚は様式1に貼付）  
（申請前6ヶ月以内のもの、正面、脱帽、上三分身、背景無地、  
裏面に氏名を記入、30mm×24mm、カラー）

※申請に必要な書類は当協会のホームページからダウンロードできます。

(4) 申請関係書類の作成要領

- ①申請関係書類は、記入例を参照し、すべての項目を黒のインクの万年筆  
又はボールペンを用いて楷書で丁寧かつ正確に記入してください。
- ②業務経歴書は実務経験年数の条件が満たされれば、記入欄のすべての行  
に記入する必要はありません。
- ③業務経歴の証明には、勤務先の社印（機関印）及び業務経歴証明権者の公  
印が必要です。勤務先が倒産等で、当時の事業主等の証明が取れない場合  
は、現在の事業主の証明でも結構です。

6. 受講・受験料

55,000円（消費税込み（テキスト代含む））

\*「受講・受験資格（2）②」で試験のみ受験者は11,000円（消費税  
込み）

受講・受験料は、下記の銀行の協会口座に振込み、振込控え（コピー可）の  
余白に会社名、申請者名を記入して受講・受験申請書に貼付して下さい。

なお、一旦納付された受講・受験料は、7. で受講資格がないと判定された  
場合を除き、いかなる理由によっても返却できませんので、予めご了承願いま  
す。

振込先

みずほ銀行 新川支店 普通預金 1457601

口座名 一般社団法人 日本公園施設業協会

※恐れ入りますが、振込手数料は申請者でご負担願います。

7. 受講・受験票の送付

受講適格者には、7月中旬に受験票（ID、パスワード）、テキスト、  
Eラーニング接続マニュアル及び説明書、試験会場案内図を送付いたしま  
す。

受講資格がないと判定された方にはその旨を連絡いたします。

## 8. 合否判定

資格試験の合否判定は外部の学識経験者で構成する審査委員会で行い、公園施設の点検業務を適正に遂行及び管理・統括するのに必要な知識及び職務能力を有していると認められた場合に、合格とします。

## 9. 合格発表

令和4年9月中旬頃を予定しています。

合格者は、協会のホームページで発表いたします。また資格試験に合格したことを証する証書を発行し、郵送致します。

\*電話・メール等による合否確認及び試験問題、解答の内容、個人得点に関するお問い合わせはお受け出来ません。

## 10. 登録

「公園施設点検管理士」となるには、資格試験に合格した後、所定の登録申請書に登録料を添えて協会に申請し、公園施設点検管理士登録簿に登録されることが必要です。

登録者には、登録証と携帯登録証を交付します。

登録証の交付を受けた者は、「公園施設点検管理士」を称することができます。

登録の有効期間は、登録証が交付された日から3年間です。

登録の更新を受けるためには、公園施設点検管理士更新講習の受講が必要です。

## 11. 登録手続き及び登録料

登録希望者は、合格証と一緒に送付する登録申請書に必要な事項を記入の上で、5. (2) の書類送付先に郵送して下さい。

登録料は、5,500円（消費税込み）です。

6. の振込先に振込の上で、振込控え（コピー可）を登録申請書に貼付して下さい。

## 12. その他の注意事項

- ① 受講・受験関係書類を提出してから住所を変更した者は、協会に速やかに文書で連絡してください。
- ② JPFA:E-ラーニング開始の1週間前までに受験票及び資料がお手元に到着しないときは、協会にお問い合わせください。
- ③ 申請された申込書類に虚偽または不正の事実があった場合には、受講が出来ません。また、資格付与後に判明した場合には、資格を取り消す場合がございます。

- ④ 試験会場へは自動車・バイクでの来場はお控えください。  
試験当日に車椅子・松葉杖等を使用する場合には、受講・受験票到着後できる限り早い段階で協会事務局までご連絡下さい。可能な限り対応致します。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染状況により、講習会及び試験を中止もしくは延期する可能性があります。
- ⑥ 申し込み以降 受講者の事由による受講・受験の辞退は認められません。
- ⑦ 昨年度 本資格の受講申し込みを頂いた方で、新型コロナウイルスの感染状況を事由として受講をしなかった、または受講を途中で断念された方については本年度 無償にて再度受講して頂くことができます。ただし本人のみとさせていただき、その他は返金等の処置はいたしかねます。申し込みを行う場合には、「資格試験申請書（様式 - 1）」のみを記入し顔写真 2枚（うち1枚は様式1に貼付）、昨年度の受講・受験番号を記載の上、申し込みをお願いします。

### 13. お問い合わせ

お問い合わせは下記協会事務局までお願い致します。

- メールによるお問い合わせ：[info@jpfa.or.jp](mailto:info@jpfa.or.jp)
- 電話によるお問い合わせ： 03-3297-0905

### 14. 一般社団法人 日本公園施設業協会のプライバシーポリシー

- ① 当協会は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受講・受験者の個人情報保護に努めます。
- ② 当協会は、受講・受験申込の際の業務遂行上必要な事項として受講・受験者氏名、生年月日、住所、メールアドレス等を収集します。ただしこれらの情報は、当該目的の外は受講・受験者が認めた内容以外には使用致しません。
- ③ 受講・受験者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供致しません。
- ④ ただし登録を受けた方の情報は、点検等の発注者の資格保有者確認の目的にのみ利用します。
- ⑧ 個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に努めます。

受験生の皆様へ

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」

日本公園施設業協会 事務局

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や厚生労働省の「技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の趣旨に合わせ、試験会場では感染症対策に万全を期して運営を行ってまいります。以下の条項をご確認の上ご参加をお願いいたします。

また、感染状況によっては、試験の中止をする場合もございますので、合わせてご理解の程よろしくをお願いいたします。

(試験会場における対策)

- ・ スタッフは試験当日に検温し、体調に問題がないことを確認したうえで対応いたします。
- ・ スタッフを含めマスクの着用と、各入口に設置しております、消毒液で手洗いや手指の消毒を徹底してください。
- ・ 試験会場内は、窓や扉の開放、換気扇の使用により換気を行います。
- ・ 試験会場内の状況によって、入退場や行列の整理を行うことがあります。
- ・ 試験教室内は、他の受験者との間隔を確保するために収容人数を減らします。
- ・ 休憩時間中の「席での会話」や「飲食」はお控えください。

下記に該当する受験者は会場への入場をお断りさせていただきます。

- ① 当日自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合  
(あるいは平熱より 1 度以上高温の場合)
  - ② 発熱をしていなくとも、息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、味覚・嗅覚障害、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状や心身の不調を感じる場合
  - ③ 同居家族に感染者が発生した場合
  - ④ 感染者の濃厚接触者として自宅待機の指示を受けている場合
  - ⑤ 過去 14 日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航履歴のある場合、もしくは該当者との濃厚接触がある場合
- ※ 本試験の受験を申し込みされた方については、本要項に記載された事項に対し、同意されているものとみなします。

申し込み以降、受講者の事由による受講・受験の辞退は認められません。

- ※ 必ず、条項を確認し、順守頂きますようよろしくお願いいたします。
- ※ その他、試験官からの指示にご協力いただけない場合、その場でご退室いただくこともございます。